

令和 2年 5月 5日

保護者の皆様
(旭川市放課後児童クラブ入会児童)

旭川市長 西川 将人
(子育て支援部こども育成課)

学校の臨時休業中の子どもの緊急的な受入れ期間の延長について（お知らせ）

日頃から、放課後児童クラブの運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、市内の小中学校が臨時休業となったことに伴い、学校施設での緊急受入及び放課後児童クラブの特例入会を実施してきたところです。

今般、臨時休業の延長が決まったことから、共働き世帯などへの影響を踏まえ、本市教育委員会と協議し、学校施設での緊急受入及び放課後児童クラブの特例入会について、次のとおり期間を延長して実施することとしましたのでお知らせいたします。

【利用に当たってのお願い】

学校施設及び放課後児童クラブでの受入れに当たっては、感染症拡大防止の観点から、仕事を休むことができず、その他の預け先がないなど、家庭等での保育が難しい場合のみの対応とさせていただきます。なお、発熱や咳等の風邪症状がある場合は御利用できません。

1 対象期間

令和2年5月11日（月）～30日（土） ※日曜日及び祝日を除く

2 受入時間及び場所

- (1) 平日：午前8時00分～ 正午 【学校施設】
正午 ～午後6時30分【放課後児童クラブ】
(2) 土曜日：午前8時00分～午後6時30分【放課後児童クラブ】

3 受入対象

仕事を休むことができず、その他の預け先がないなど、
家庭等での保育が難しい世帯の児童

4 学校施設での緊急受入

各学校施設において、平日午前中のみ緊急受入を実施します。

ア 利用方法 当日は午前8時から午前9時までに、通学する学校に直接お越しいただき、玄関から入って受付を行ってください。

受付では児童の体調や検温状況を記入する申込書の提出をお願いします。なお、申込書の提出がない場合は利用できません。

※事前の御連絡等は不要ですが、毎日の受付が必要です。

(裏面に続く)

- イ 実施内容 学校職員等の見守りのもと、自習や読書などをして過ごします。
- ウ 持ち物 自習道具、本など、水筒持参も可
※玩具、おやつなどはお持ちいただけません。
- エ 帰宅方法 12時(正午)に帰宅となります。
- オ その他 御不明な点については、学校ではなく、こども育成課に御連絡ください。
なお、利用中に緊急の連絡がある場合は、各学校に御連絡ください。

※緊急受入は校舎を利用しますが、学校の位置づけではなく、御自宅と校舎の往復も登下校には当たりません。そのため児童の安全面には十分配慮いただき、可能な限り保護者の送迎をお願いいたします。

※申込書は必ず保護者が必要事項を御記入ください。保護者による御記入がなければ、御利用いただくことはできません。

- 5 5月11日以降の放課後児童クラブの御利用に当たって
放課後児童クラブを利用する場合は、午前中の学校施設での緊急受入の利用の有無、利用時間等について、あらかじめ各放課後児童クラブに連絡してください。
- 6 御家庭へのお願い
- (1) 朝晩の児童の検温と児童の健康観察をお願いいたします。
 - (2) 児童と同様、同居家族に発熱や咳等の風邪症状がある場合についても、利用できません。
 - (3) 手洗いや咳エチケットなど感染症予防について、御家庭での指導をお願いいたします。また、マスクがある場合の着用についても御協力をお願いいたします。
 - (4) 利用中の児童に風邪症状や体調不良等が見られた場合は御連絡しますので、速やかにお迎えをお願いいたします。
 - (5) 午前から午後にかけて利用する場合、昼食にお弁当が必要ですので、必ず持参してください。

(担当)

こども育成課こども事業係

TEL : 25-9127 FAX : 26-5722